

制 度 名	融資対象者（※○の条件すべてに該当すること）	資金使途	貸付期間	融資限度額	貸 付 利 率	信用保証料	利子補給	併用不可資金等	備考	
新規創業支援資金	○市内で事業を営もうとする「創業者」（下記のいずれかに該当すること）であること ・事業を営んでいない個人が、1月以内に新たな事業を行う計画を有するもの。 ・事業を営んでいない個人が、新たな事業を開始し、当該開始の日以後5年を経過していないもの。 ・事業を営んでいない個人が、2月以内に新たな会社を設立し、当該会社により事業を開始する具体的計画を有するもの。 ・事業を営んでいない個人により設立された会社で、その設立の日以後5年を経過しないもの。 ・会社が新たに設立した会社で、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。 ・会社が新たに設立した会社で、その設立の日以後5年を経過していないもの。 ・個人事業主が法人成りした場合で、事業を開始した日以後5年を経過していないもの。	運転資金	7年以内 (据置1年以内)	2,500万円以内	○固定型金利（信保付） 7年以内…1.60% 7年超10年以内…1.80% ○固定型金利（その他） 7年以内…2.10% 7年超10年以内…2.30% ○変動型金利…取扱い金融機関の短期プライムレートに準じた率	50%支給	—	新規創業支援資金 当該資金は1事業者当たり1回の利用に限ります。	事業進捗状況報告義務あり (融資実行後3年間。 計3回) ※令和5年度末までに融資を受けた方が対象	
地方産業育成資金	○市内に住所又は事業所を有する方 ○同一事業を1年以上営んでいる方	運転資金	5年以内 (据置6か月以内)		1,000万円以内			○信用保証付 責任共有制度対象外…1.85% 責任共有制度対象…2.05% ○その他……………2.35%	地方産業育成資金 既金額の残額と合わせて、限度額内1,000万円であれば2本目の借入れができます。	
		設備資金	7年以内 (据置6か月以内)							
中小企業振興資金	○市内に工場又は店舗を有する方 ○同一事業を6か月以上営んでいる方	運転資金	7年以内 (据置6か月以内)	1,000万円以内	○固定型金利（信保付）…1.90% ○固定型金利（その他）…2.40% ○変動型金利…取扱い金融機関の短期プライムレートに準じた率			中小企業振興資金 当該資金の債務を完済していない場合は、再融資を受けることができません。貸付実行日までに完済してください。		
		設備資金								
小売商業等近代化資金	○小売業又はサービス業を営む方 ○資本金1,000万円以下、又は従業員50人以下の中小企業 ○市内に住所及び店舗を有する方 ○同一事業を1年以上営んでいる方	設備資金	10年以内 (据置1年以内)	3,000万円以内 (対象経費が500万円以上で、そのうち80%以内の額)	○固定型金利（信保付）…1.65% ○固定型金利（その他）…2.15% ○変動型金利…取扱い金融機関の短期プライムレートに準じた率		小売商業等近代化資金 中小企業振興資金（設備資金） 産業育成資金（設備資金） 当該資金の債務を完済していない場合は、融資を受けることができません。貸付実行日までに完済してください。	融資対象物は以下 ・店舗の新築、改築 ・賃貸店舗の敷金又は保証金 ・店舗に付帯する設備		
経済景気対策特別資金	○市内に事業所を有し、3年以上継続して同一事業を営んでいる方 ○不況の影響により、下記のいずれかに該当する方 ・直近3か月の売上（生産）高が、前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している方 ・直近1か月の売上原価の20%以上を占める主要原材料等の仕入価格が前年又は前々年の同月と比較して20%以上上昇しており、かつ、直近3か月間の平均売上高に占める主要原材料等の平均仕入価格の割合が前年又は前々年の同期と比較して上回っている方。 ・直近3か月間の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方。	運転資金	7年以内 (据置2年以内)	2,000万円以内	○固定型金利（信保付）…1.55% ○固定型金利（その他）…2.05% ○変動型金利…取扱い金融機関の短期プライムレートに準じた率		経済景気対策特別資金 当該資金の債務を完済していない場合は、再融資を受けることができません。貸付実行日までに完済してください。			
企業設置資金	市企業設置奨励条例により「奨励企業」の指定を受けた企業	設備資金	10年以内 (据置1年以内)	1億5,000万円 (市長特認2億円) ※100万円単位	○信用保証付…1.10% ○その他…1.30%		年度末残高の1%を 限度に、5年間補給	<備考> 企業設置奨励条例については、市産業政策課へご相談ください。		
企業投資資金	市企業投資促進条例により「支援企業」の指定を受けた企業	設備資金	10年以内 (据置1年以内)	1億5,000万円 (市長特認2億円) ※100万円単位	○信用保証付…1.10% ○その他…1.30%		年度末残高の1%を 限度に、5年間補給	<備考> 企業投資促進条例については、市産業政策課へご相談ください。		

※上記は概要版です。詳細につきましては、十日町市 産業政策課（025-757-3139）までお問い合わせください。

※設備資金については、市内に設置する設備に限りです。

※すべての資金において、風俗営業等を営む方を除き、市税を完納している方に限りです。